

第455回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 5 5 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和3年11月25日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ研修室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時35分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 17名

| 内 | | | | 訳 | | | |
|----|-------|----|----|----|-------|----|----|
| 議席 | 氏名 | 出欠 | 備考 | 議席 | 氏名 | 出欠 | 備考 |
| 1 | 小野澤実 | 出 | | 10 | 石川秀夫 | 出 | |
| 2 | 若海玄平 | 出 | | 11 | 川目是英 | 出 | |
| 3 | 竹ノ谷敏彦 | 出 | | 12 | 時田重雄 | 出 | |
| 4 | 田中あきえ | 出 | | 13 | 近藤芳宏 | 出 | |
| 5 | 武藤康則 | 出 | | 14 | 小和瀬康男 | 出 | |
| 6 | 鈴木一 | 出 | | 15 | 渡邊憲一 | 出 | |
| 7 | 山木綾子 | 出 | | 16 | 滝嶋嘉久 | 出 | |
| 8 | 木所清司 | 出 | | 17 | 西川利雄 | 出 | |
| 9 | 渋谷武 | 出 | | | | | |

8 議事参与者

| 職 | 氏名 | 職 | 氏名 |
|-------------|------|-------------|-------|
| 農地利用最適化推進委員 | 大澤富雄 | 農地利用最適化推進委員 | 程島延幸 |
| 農地利用最適化推進委員 | 筋野哲夫 | 農地利用最適化推進委員 | 小峯雅 |
| 農地利用最適化推進委員 | 大野豊作 | 農地利用最適化推進委員 | 利根川孝一 |

| 職 | 氏 名 | 職 | 氏 名 |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 農地利用最適化推進委員 | 佐 藤 金 誉 | 農地利用最適化推進委員 | 田 邊 輝 夫 |
| 農地利用最適化推進委員 | 細 田 和 美 | 農地利用最適化推進委員 | 牛 窪 孝 |
| 農地利用最適化推進委員 | 野 口 和 則 | 農地利用最適化推進委員 | 發 知 孝 雄 |
| 農地利用最適化推進委員 | 永 堀 知 己 | 農地利用最適化推進委員 | 小 嶋 光 一 |
| 農地利用最適化推進委員 | 島 村 茂 勝 | | |

9 事 務 局

| 職 | 氏 名 | 職 | 氏 名 |
|-------|---------|-------|---------|
| 事務局長 | 忍 田 久 夫 | 主 任 | 山 本 和 慶 |
| 副事務局長 | 内 田 和 則 | 主 事 補 | 堀 口 優 衣 |
| 主 幹 | 神 立 寛 司 | | |
| 副 主 幹 | 宮 本 晃 宏 | | |
| 主 査 | 河 野 敏 浩 | | |

10 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和3年11月25日第455回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 滝 嶋 嘉 久

委 員 西 川 利 雄

委 員 小 野 澤 実

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 10 月分について報告する。

農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書につ

いては、合計 2 件、2 筆、753 m²である。農地法第 5 条第

1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 2

7 件、39 筆、11,122.73 m²である。農地改良届出書

については、合計 4 件、5 筆、3,732 m²である。農地法第

18 条第 6 項の規定による通知については、合計 1 件、1 筆、

998 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年毎の農業継

続証明書については、合計 3 件、29 筆、22,947 m²で

ある。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明報

告書については、合計 1 件、4 筆、2,216 m²である。農地

法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 9 件、5

2 筆、32,666.64 m²である。詳細については報告書

のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定

による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数12件、総筆数25筆、総面積22,506㎡について申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から12番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号8番について報告する。11月20日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在56歳で、農業従事日数は150日、約226アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター2台、コンバイン1台、耕耘機2台等であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後の作付けは水稻の予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号9番と10番について報告する。11月20日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在73歳で、農業従事日数は250日、約619アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター2台、コンバイン1台、耕耘機2台等であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後の作付けは水稻の予定である。

以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 11 番について報告する。農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在 60 歳で、農業従事日数は 200 日、約 177 アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター 1 台、乾燥機 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台、トラック 1 台であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されている。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 12 番について報告する。11 月 17 日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在 74 歳で、農業従事日数は 200 日、約 105 アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター 1 台、コンバイン 1 台、耕耘機 1 台等であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後の作付けは水稻の予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 1 番から 12 番に

については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の2号議案は、件数10件、筆数16筆、面積11,857㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から10番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいかお伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号5番から7番について報告する。農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在61歳で、農業従事日数は250日、約86アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター1台、コンバイン1台、乾燥機1台等であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後の作付けは水稻の予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審

議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 8 番と 9 番について報告する。11 月 17 日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在 66 歳で、農業従事日数は 150 日、約 32 アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台、乾燥機 1 台等であり十分対応できる設備を所有している。当申請が許可された場合、譲受人の経営面積は約 55 アールとなり下限面積の要件を満たすことになる。申請地は適切に管理されており、今後の作付けは水稻の予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 10 番について報告する。11 月 20 日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在 47 歳で、農業従事日数は 150 日、約 213 アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター 2 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台等であり十分対応できる設備を所有している。申請地は、適切に管理されており、今後の作付けは水稻の予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から10番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、多数の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

議案第3号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の3号議案は、件数14件、筆数22筆、面積8,099.68㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から14番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号4番について、調査報告する。農地利用最適化推進委員と共に、現地にて譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、昭和51年に設立し、業務用厨房機器の製造を主な業務としている。機器の大型化、受注数の増加により既存敷地だけでは対応できなくなっているため、新たに工場を建

築するための申請である。排水はなく、雨水対策としては、浸透トレンチを設置するとのことである。以上のことから、地元の農業委員としてはやむを得ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 11 番について、調査報告する。11 月 23 日に農地利用最適化推進委員と共に、現地にて譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、平成 3 年に設立し、建築工事を主な業務としている。既存の資材置場は狭く、現場ごとに資材の搬入を行っているため業務の効率が低下しているため、資材置場として使用するための申請である。雨水対策としては、敷地内浸透処理とするとのことである。以上のことから、地元の農業委員としてはやむを得ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 1 番から 14 番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号 4 番と 11 番については、「事業計画を遵守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 3 号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第 4 号

農業振興地域整備計画の変更について

議長は別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「議案第 4 号における市農業振興地域整備計画については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 により「農業振興地域整備計画の策定、変更を行うときは農業委員会の意見を聴くものとする。」と規定されている。川越市では、毎年 3 月末と 9 月末を締め切りとして、年 2 回の申出を受付けており、各申出について、それぞれ 5 月と 1 月の総会において、農業委員会の意見を付すこととしている。」との説明を行った。

「本議案の整理番号 6 番については関係委員がいる。農業委員会等に関する法律第 3 1 条では『農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない』と規定されている。そのため、関係委員には退席してもらい、議事を進めてよいかお諮りする。」

異議がなかったため、関係委員は退席した。

議長は、整理番号 6 番について農政課に説明を求めた。

農政課は「整理番号 6 番は、農産物販売施設のため、8 筆、6,760 m²の申出である。事業計画者は、主に首都圏で、大型の農産物販売施設を運営する法人である。自動車でのアクセスが良い、県道沿いで適地を探していたところ申請地が見つかったため申出となったものである。農地区分について

は農用地区域内農地である。排水については北側公共下水道に接続する計画である。雨水対策としては、浸透トレンチを設置する計画である。以上のことから、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外する場合は規定された農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件のすべてを満たしているため、やむを得ないものと考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号6番について、調査報告する。11月16日に農地利用最適化推進委員と共に、現地にて事業計画者及び代理人に話を聞いてきた。事業計画者は、平成6年に設立し、主に首都圏で農産物販売施設を運営する法人である。店舗及び駐車場132台分の計画である。県道沿いで適地を探していたところ申請地が見つかったため申出となったものである。農地区分については農用地区域内農地である。排水については北側公共下水道に接続する計画である。雨水対策としては、浸透トレンチを設置する計画である。以上のことから、地元の農業委員としてはやむを得ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号6番については「事業計画を遵守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと」と条件を付し、「やむを得ない」と意見することで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、整理番号6番について原案どおり意見を付すことに決定する。

関係委員の審議が終了したため、議長は退席した委員の入室を許可した。

議長は、引き続き整理番号6番以外について農政課に概要説明を求めた。

農政課は「整理番号6番以外の案件について概要を説明する。重要変更として、農業用施設1件、農家住宅・分家住宅3件、診療所1件、合計5件、面積10,821.19㎡である。農用地区域への編入として1件、面積2,348.72㎡である。案件の概要のうち、1,000㎡以上のものは、重要変更の診療所1件、面積1,557㎡である。議案説明資料のとおり、重要変更である整理番号1番から5番については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件のすべてを満たしているため、やむを得ないものと考えられる。また、農用地区域への編入である整理番号編入1番については、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項に掲げる要件に該当するため、認められるものと考えられる。」との説明を行なった。

議長は委員に意見を求めた。

委員から「整理番号2番について、調査報告する。11月18日に農地利用最適化推進委員と共に、現地にて事業計画者に話を聞いてきた。事業計画者は、歯科診療所及び介護事業所を運営する医療法人である。介護事業所の利用者の中に

は、耳鼻咽喉科に関係する診療の必要な方がいることから、診療所の開設をするための申出である。農地区分については農用地区域内農地である。排水については北側公共下水道に接続する計画である。以上のことから、地元の農業委員としてはやむを得ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から5番については「やむを得ない」と意見し、整理番号2番については「事業計画を遵守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと」と条件を付し、編入1番については「認める」と意見することで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について原案どおり意見を付すことに決定する。

議案第5号

川越市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について

議長は別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「本指針については、「農業委員会等に関する法律」に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地等の利用の最適化の推進をより良く果たすための目標として「遊休農地の発生防止・解消について」、「担い

手への農地利用の集積・集約化について」、「新規参入の促進について」の3項目について、数値目標及び目標の達成に向けた推進方法を定めるものである。今回、指針の策定を行うのは、平成31年1月29日に策定した指針を、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年毎に見直しを行うこととしているためである。また、指針の策定にあたり、配慮する事項としては、県及び市が定める計画との整合性を図ったうえで、指針を策定する必要がある。それでは「第1基本的な考え方」について説明する。

こちらの内容については、本指針の策定の根拠及び策定にあたっての基本的な考え方を示している。地域の実情に応じた取り組みを推進し、特色を活かしながら、活力ある農業を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、「農地等の利用の最適化」を一体的に進めていくための指針として定めるものである。また、市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に準じて、概ね10年後である令和12年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年毎に検証・見直しを行うことを定めている。続いて「第2目標と推進方法」について説明する。「1遊休農地の発生防止・解消について、(1)遊休農地の解消目標」については、表の上段から、前回の指針策定年度である平成30年度の現状、2段目が前回の指針における3年後の目標、3段目が今回の改正年度である令和3年度の現状、4段目が3年後の目

標という4段構成となっている。つぎに、「目標設定の考え方」について説明する。遊休農地の割合の現状としては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の現場活動等により、平成30年4月から約0.3%の削減となり、当初の目標は達成している。本指針における目標については、これまでの実績を踏まえて、遊休農地の割合0.5%以下を目指すこととする。「(2) 遊休農地の発生防止・解消の推進方法」については、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して、農地利用状況調査等を実施することや、毎月定期的に行っている農地パトロール等の5項目について定めている。こちらに関しては、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局が連携して、取り組んでいくものである。つぎに「2 担い手への農地利用の集積・集約化について(1) 担い手への農地利用集積目標」については、1の(1)と同様に、表の上段から、前回の指針策定年度である平成30年度の現状、2段目が前回の指針における3年後の目標、3段目が今回の改正年度である令和3年度の現状、4段目が3年後の目標という4段構成となっている。令和3年4月の現状の集積率は、15.5%であったため、前回の指針における集積目標29%は、達成できなかった。今回の「目標設定の考え方」については、令和3年6月に川越市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に示す、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標に準

じて、概ね10年後である令和12年度までに集積率50%を目指すこととする。そのため、当面の目標となる3年後の集積率については、農地面積の逡減を考慮しつつ、令和12年度末に集積率が50%となるよう面積按分して予測し、25.6%とする。「(2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた推進方法」については、「人・農地プランの実質化」などに関する地域の話し合い活動に、積極的に参加し、地域農業者の意向や、農地の情報等の把握に努める等の3項目を定めている。続いて「3新規参入の促進について」説明する。「(1)新規参入の促進目標」については、前回の指針の目標と同じ年間6経営体とする。これまでの参入実績については、平成30年度0件、令和元年度1件、令和2年度1件で、目標を達成できた年度はありません。「目標設定の考え方」については、令和3年6月に川越市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に示す、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標に準じた数値としている。

「(2)新規参入の促進に向けた推進方法」については、県、市、農協等、関係機関と連携を図り、就農相談から就農、経営定着の段階まで、きめ細やかに支援し、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には、認定農業者へ誘導する、と定めている。なお、本議案については、農政課へ意見照会を行い「意見なし」との回答を得ている。また、本総会での決定後は、市ホームページにおいて公開する予定であ

る。」との説明を行った。

議長は委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、原案どおり決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第5号について原案どおり決定する。

1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第 4 5 5 回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和 3 年 1 2 月 2 日

議 長 石 川 秀 夫

委 員 滝 嶋 嘉 久

委 員 西 川 利 雄

委 員 小 野 澤 実
